

令和5年度 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託

公募型企画提案募集要領

令和5年8月

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課

令和5年度 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」 業務委託公募型企画提案募集要領

1 はじめに

本業務は令和4年度にプレ実施した「たつのこワクワクワーク」を本格的に実施するものである。令和5年度に関しては、昨年度の課題を踏まえた上で事業を拡大し、より多くの子どもたちに憧れの職業を体験する機会を提供するものとして、事業を推進していくものである。

その背景として、本市では、目指すまちの姿を進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、特に重要となる3つの施策をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的かつ優先的な取組としている。

その中において、本業務は「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」に位置付けられている。また、リーディングプロジェクトとして掲げられている「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」における“「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進”や“若者世代の活躍支援と定住促進”とも連動する事業と捉えている。

それらのことから、人口減少のなかで将来の担い手作りのため、子どもころから本市の魅力を知るきっかけづくりが必要である。

さらに、子どもたちやその親世代がこのイベントを通し、魅力を感じることで、将来的な推奨意欲の向上や参画意欲の向上、さらにはシビックプライドの醸成に繋がるきっかけづくりが必要である。そのため、本事業の実施にあたり、本市の課題などを十分に理解し、本市が意図する子ども向けの職業体験イベントの企画立案、実施などに関する企画提案を求めるものである。

本業務の企画提案では、子どもたちの体験の機会の創出を推進するにあたり、最も優れた成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型により事業者を選定するものである。

2 業務の概要

- (1) 事業名称 令和5年度 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託
- (2) 業務内容 令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託仕様概要書を基礎に、提案内容を踏まえ協議の上で決定する。
- (3) 履行場所 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課ほか
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日までとする。
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- (5) 事業予算額 上限額 3,000 千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 参加要件等

(1)参加要件

企画提案に参加しようとする者は、法人格を有し、次に掲げる要件全てを満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 過去3年度以内(令和 2 年度～令和 4 年度)に国・地方自治体・民間の発注者を問わず、主に子育て世代を対象としたイベント運営に係る同種業務を元請として受託し、誠実に履行した実績があること。
- ③ 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は企画提案書等の提出日において、自社にて3カ月以上直接雇用していること。
- ④ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑤ 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中または龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)
 - ・本市の市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)

(2)資格要件確認基準日

本市が企画提案書を受理した日

4 参加資格の喪失

参加申込書を提出した者が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1)「参加要件」を満たさなくなった場合
- (2)提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3)事業予算額を上回る提案があった場合
- (4)審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、令和 5 年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託審査委員会が失格と認めた場合
- (5)参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

5 全体スケジュール

内容	期日
公募開始日	令和5年8月25日(金)
参加申込書提出期間	令和5年8月25日(金)から9月6日(水)
質問書受付期間	令和5年9月6日(水)まで
質問書に対する回答	令和5年9月7日(木)
必要書類の提出期限	令和5年9月19日(火)必着
プレゼンテーション	令和5年9月26日(火)(予定) ※上記日程は、変更となる場合があります。詳細は別途、通知します。
審査結果の公表	令和5年10月上旬
契約手続き	令和5年10月下旬

6 関係書類の配布

(1) 提出書類の配布方法

提出書類の様式は、龍ヶ崎市役所本庁舎3階にあるまちの魅力創造課で配布もしくは龍ヶ崎市公式サイトにて、ダウンロードする。

(2) 参考資料の貸与方法

本事業の提案にあたり、次の参考資料を貸与することを可能とする。

なお、貸与された資料に関しては、本業務の提案にのみ使用することを可とし、企画提案書提出時までに返却するものとする。

・令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託 業務報告書(抜粋)

(3) 書類等配布期間

令和5年8月25日(金)～令和5年9月6日(水) ※土・日・祝日を除く

7 参加申込書の提出

本業務の企画提案に参加する事業者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類(各1部)

- ① 公募型企画提案参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)

(2) 提出期限

令和5年9月6日(水)必着

(3) 提出方法

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室へ郵送または持参
持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く)

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問

参加申込書を提出した者は、本件の仕様書等に関して不明点を質問することができる。
なお、期限後の質問は受け付けない。

①提出書類 質問書(様式第7号)

②提出方法 電子メールにて提出すること。

③提出先 龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室
miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

④受付期間 公募開始の日から令和5年9月6日(水)午後5時までとする。

(2) 回答

質問に対する回答は、次の方法により行う。

①回答期限 令和5年9月7日(木)(予定)

②回答方法 電子メール及び龍ヶ崎市公式サイトにて回答する。

③留意事項

- ・同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
- ・意見表明や本業務の趣旨からかけ離れている場合には本市の判断により、回答を行わない場合がある。
- ・質問者の名称等は、公表しない。
- ・評価に対する質問については、回答しない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①公募型企画提案参加申込書(様式第1号)※「7参加申込書の提出」で提出したものの写し

②会社概要書(様式第2号)※「7参加申込書の提出」で提出したものの写し

③協力会社概要書(様式第3号)

- ・本業務に携わる予定の協力会社等(個人事業主も含む)がある場合には、体制図(任意)も別途提出すること。

④同種業務実績書(様式第4号)

- ・同種業務実績の件数は6件までとする。
- ・同種業務実績とは、国・地方自治体・民間の発注者を問わず、主に子育て世代を対象としたイベント運営に係る同種業務を元請として受託し、誠実に履行した実績業務に関連するものとする。
- ・特に、市区町村における業務実績がある場合には明示すること。
- ・業務等の概要もしくは実績が分かるもの、可能であれば契約書の写しを添付すること。
- ・実績の対象は、過去3年度以内(令和2年度～令和4年度)に実施した業務とする。

⑤業務実施体制

- ・本業務を所定の期間内に履行するため、総括責任者、業務担当者を置くこととする。(様式第5号)

- ・なお、総括責任者(元請のみ)、業務担当者(協力会社を含む)については、経歴やプロモーション業務実績、現在の担当業務を記載すること。(様式第6号の1及び様式第6号の2)

⑥企画提案書(様式任意)

- ・提案書は、「令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託仕様概要書」の内容を踏まえたうえ、項目ごとに記載すること。
- ・記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門的な知識を持たないものでも理解できるように専門用語や略語は控える配慮をするなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。
- ・A4版で作成し、両面 30 ページ以内で、簡潔に要領よく記載すること。
- ・記載に当たって図や表及び写真を用いることは差し支えないが、いずれもページ数に加えるものとする。ただし、表紙は、ページ数に含めないものとする。

⑦見積書

- ・見積書は、総額(見積書様式1)、その内訳書(見積書様式2)で構成すること。
- ・内訳書(見積書様式2)については、総額(見積書様式1)の積算根拠となる内訳を仕様概要書における「4. 業務内容」にあわせた項目を大項目とし、可能な限り詳細に記載すること。
- ・総額(見積書様式1)については、事業予算上限額を上回った場合は参加資格を喪失する。

⑧その他の提出書類

- ・納税証明書(直近1年の法人税及び消費税(地方消費税))
- ・商業登記簿謄本(書類提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)(写し可)

(2)提出部数等

- ①提出部数 正本1部 副本6部
- ②提出期限 令和5年9月19日(火)必着とする。
- ③提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
(正午から午後1時までを除く)
- ④提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室

(3)その他

参加申込後に辞退する場合には、(2)②で定める提出期限までに参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

10 選考方法

(1)審査方法

企画提案、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に評価する。

評価に当たっては、「評価基準」に基づき、「令和5年度 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託審査委員会(以下、審査委員会という)」において評価し、総得点1位の事業者を優先交渉権者として選考する。また、総得点2位の事業者も併せて選考する。

また、参加申込者が1者の場合でも、評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

(2)第1次審査

4 者以上の提案があった場合は、事前審査として企画提案書をはじめとする提出書類による書類審査を審査委員会によって行い、プレゼンテーションへの参加事業者 3 者を決定する。

第1次審査結果通知:令和 5 年 9 月 21 日(木)発送予定

(3)プレゼンテーションの実施

企画提案の内容などを審査するため、プレゼンテーションを次のとおり実施する。

日時:令和 5 年 9 月 26 日(火)(予定)

※上記日程は、変更となる場合があります。詳細は別途、通知により指定した日時とする。

説明者:説明は企画提案書の業務実施体制に記載した者のうち 3 名以内とする。

実施方法:原則として、龍ヶ崎市役所を会場に実施する予定であるが、社会情勢を鑑み、オンラインで行う可能性がある。

①制限時間は、30分以内とする。(プレゼンテーション 20 分、質疑応答10分)

ただし、質疑応答は、質問の状況により、時間を延長する場合がある。

②プレゼンテーションは、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参すること。なお、プロジェクターと接続するケーブル(HDMIケーブル)は本市が準備する。

③プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。原則として、提案書提出後の資料の追加、訂正は認めない

(4)留意事項

①企画提案書の内容を具体的に説明すること。

②説明時は平易な用語で、わかりやすく説明すること。

③指定した時刻に遅れた場合には、特別な事業がない限り、プレゼンテーションの評価を行わない場合がある。

④新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化により、提案者がプレゼンテーションに参加が困難な状況が発生した際は、書類審査のみとなる場合がある。

⑤その他、詳細については原則として本市の指示によるものとする。

11 審査結果の通知及び契約

(1)審査結果等

①審査結果は、全参加者へ書面にて通知する。また、審査結果(第1及び第2優先交渉権者は、その名称まで)を市公式サイトへ掲載する。

②提案者は、自身の評価結果について提示を求めることができる。

③審査は、非公開とする。

④審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

⑤総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しない場合がある。

(2)契約に向けた協議

総得点1位の事業者を第1優先交渉権者として、市と契約に向けて業務仕様及び価格等につい

て協議する。ただし、第1優先交渉権者と協議が調わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 契約締結

本項(2)により、契約内容を協議し、本市と第1優先交渉権者(協議が調わない場合は次点者)とがその内容に合意した後に本業務の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、契約を締結するものとする。

(4) 第1優先交渉権者の辞退

第1優先交渉権者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止などの対応をする場合がある。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に掛かる一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 市は、提出された企画提案書等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (5) 本業務の提案にあたり、必要な著作権などの手続きは、参加申込者にて行うものとする。
- (6) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13 担当・連絡先

龍ヶ崎市 総合政策部 まちの魅力創造課 人口問題対策室(担当:関口)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111 内線 376

メールアドレス miryoku@city.ryugasaki.lg.jp